

[事案 30-51] 転換契約無効請求

・平成 30 年 10 月 11 日 裁定終了

<事案の概要>

転換時の募集人の説明が不十分であったことを理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 20 年 6 月に契約した終身保険を平成 24 年 6 月に組立型保険に転換した。しかし、以下の理由により転換を無効として転換前契約に戻し、転換後契約の既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人は、転換前契約の積立金が転換後契約の保険料の一部に充当されることや、転換前契約の特約に基づく生存給付金がなくなることについて説明をしなかったため、これらについて誤信していた。
- (2) 特に、生存給付金が継続することを重視していたので、転換によって生存給付金がなくなる旨の説明を受けていたら、転換をすることはなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、本転換に当たり、転換契約の内容（転換前契約の責任準備金や配当金・据置金等の合計額（転換価格）が、転換後契約の保険料に充当されること）および保障内容が変更されることについて説明した。
- (2) 特に、生存給付金については、意識的に「お祝い金は出なくなりますよ」との説明をしており、申立人も、募集人の説明を了解の上で本転換を行った。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、転換時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が転換前契約の積立金が転換後契約の保険料の一部に充当されることや転換前契約の生存給付金がなくなることについて誤信していたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。